

令和6年1月4日

お客様各位

令和6年能登半島地震にかかる災害等に対する当金庫の対応について

このたび、令和6年能登半島地震にかかる災害等による被害を受けられた皆様には心からお見舞い申し上げます。

加茂信用金庫では、被害を受けられたお客様に対し、被害状況等に応じて下記のとおり対応させていただきます。

記

1. 預金証書・通帳を紛失された場合、ご本人様の確認をさせていただいたうえで、預金の払戻しの対応をさせていただきます。
2. お届けのご印鑑がない場合には、ご本人様の確認をさせていただいたうえで、拇印により対応させていただきます。
3. 定期預金、定期積金等の期限前でも払戻しさせていただきます。
また、これら預金を担保とした貸付のご相談も承ります。
4. 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と協議のうえ対応させていただきます。
5. 今回の災害等による手形・小切手の不渡り処分等については配慮させていただきます。
また、電子記録債権についても配慮させていただきます。
6. 損傷した紙幣・貨幣の引き換えを承ります。
7. 国債を紛失された場合のご相談も承ります。
8. 応急資金が必要な場合や既存融資の返済猶予等につきましてもご相談を承ります。
9. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」のお手続き、ご利用につきましてご相談を承ります。
10. 罹災証明書を必要とするお手続きでも、各市町村における交付状況等によっては、現況の写真をご提出いただく等の被災状況が確認できる場合、罹災証明書を後日ご提出していただく等の対応についてご相談を承ります。

※その他、詳しくは当金庫の窓口までお尋ねください。

以上